

質 問

市議会議員Xの後援会における次の行為は、公職選挙法（以下、「法」という。）上、問題はありますか。

- (a)後援会が主催する後援会員対象のゴルフ大会において、優勝者に高額の時計を贈呈すること。
- (b)上記(a)の場合で、高額の時計でなく、「X杯争奪ゴルフ大会」と記載された優勝カップ及び記念品を贈呈すること。

回 答

設問の回答の前に、後援団体に関する寄附等の禁止について、その概要を説明します。

1. 選挙区内にある者に対する寄附の禁止

法第199条の5第1項では、後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることを禁止されています（但し、特定の場合は除く。）。

ここでいう「後援団体」とは、政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）（以下、「公職の候補者等」という。）の政治上の主義、施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいいます。

したがって、特定の公職の候補者等を推薦、支持することを本来の目的とする団体（いわゆる後援会）はもちろん、主たる活動が文化活動や経済活動を行う団体であっても、従たる活動として政治活動を行っており、その政治活動のうちでは特定の公職の候補者等を支持、推薦することが主たる活動となっている場合は、「後援団体」にあたります。

なお、禁止規定に該当するには、禁止された行為時に後援団体としての性格を有している必要があります。

ますが、一方でその団体が後援団体であるか否かは、団体の通常時における活動の実態から個々具体的に判断することとなります。したがって、一般に、政党や政党の支部は、選挙時には特定の候補者を支持することを主たる活動としていますが、常時諸般の政治活動も行っていることから、ここでいう「後援団体」にはあたらないと解されています。

また、「当該選挙区」とは、その団体が推薦、支持する公職の候補者等が立候補し又は立候補しようとしている選挙の選挙区のことであり、選挙区がないときは、選挙の行われる区域とされます。

ところで、後援団体は、当該選挙区内にある者に対する寄附が禁止されていますが、特定の場合は、これが除外されています。

（除外される場合）

- ①政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合
- ②当該公職の候補者等に対して寄附をする場合
- ③当該選挙ごとの一定期間以外において、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合（但し花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附を除く。）

ここで、③の「団体の設立目的により行う行事又は事業」とは、その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などの事業をいうものと解されています。

また、③の「一定期間」の概要は、次のとおりです。

(1)衆議院議員総選挙

任期満了の日前90日に当たる日から総選挙の期日までの間又は衆議院解散の日の翌日から総選挙の期日までの間

(2)参議院議員通常選挙

任期満了の日前90日に当たる日から通常選挙の

期日までの間

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙（※）

任期満了による選挙については、任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日までの間。任期満了による選挙以外の選挙については、当該選挙を行うべき事由が生じたときに選挙管理委員会が行うその旨の告示の日の翌日から選挙の期日までの間

(4) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象とならない再選挙（※）

当該選挙を行うべき事由が生じた旨の告示の日の翌日から選挙の期日までの間

(5) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象となる再選挙又は補欠選挙（※）

当該選挙を行うべき事由が生じた旨の告示の日の翌日又は当該選挙を行うべき期日前90日に当たる日のいずれか遅い日から選挙の期日までの間

（※一部異なる取扱いになる場合があります。（法第199条の5第4項参照））

なお後援団体が、この規定に違反して寄附をしたときは、後援団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処されます。

2. 後援団体の総会、見学、旅行等における饗応接待、金銭、記念品等の供与の禁止

法第199条の5第2項では、何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他行事において、当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区内にある者に対し、選挙に関する否とにかかわらず、饗応接待をし又は金銭、記念品その他の物品を供与することが禁じられています。

ここでいう「饗応接待」とは、一般的には、酒食の供与、映画、演劇の鑑賞、温泉への招待等で、相手方に慰安快楽を与えることと解されていますが、通常用いられる程度の食事の提供はこれに当たらないとされています。

また、「記念品その他の物品」とは、記念品のほか、みやげ物とか持ち帰るようなものをいうと解されています。

このほか、「一定期間」や「当該選挙区」の意味に

ついては、上記1と同様です。

この規定に違反して供与接待をし、又は金銭、記念品その他の物品を供与したもの（会社その他の法人又は団体の場合は、その法人等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、50万円以下の罰金に処されます。

3. 公職の候補者等が後援団体に対して行う寄附の禁止

法第199条の5第3項では、公職の候補者等は、法第199条の2第1項にかかわらず、当該選挙ごとに一定期間、自己の後援団体に対し寄附をすることが禁止されています。

ただし後援団体が、政治資金規正法第19条第2項により届け出られた資金管理団体である場合は、除外されています。

この規定に違反して寄附をした者は、50万円以下の罰金に処されます。

4. 設問の検討

(a)の事例

上記1のとおり、後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることを禁止されています。もっとも、「一定期間」外であれば、後援団体の設立目的により行う行事に関して寄附を行うことができます（祝儀等を除く。）が、事例のようにゴルフ大会の優勝者に高額の時計を寄贈することは、もはや設立目的による行事に関するものとはいえず、「祝儀」としてされる寄附にあたる場合が多いと解されます。したがって、このような寄附を行うことは、法第199条の5第1項に抵触するおそれがあります。

(b)の事例

ゴルフ大会を主催し、カップや記念品を供与することが、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関して行うものであれば格別、そうでない場合や上述の一定期間内に行われるものである場合は、法第199条の5第1項に抵触するおそれがあります。

また、そもそも「X杯争奪」のように公職の候補者等の氏名を冠している場合、公職の候補者等から寄贈されるものと認識されるのが通常であり、公職の候補者等を名義人とした選挙区内にある者に対する寄附を禁止した法第199条の2第2項に抵触するおそれがあるといえます。

(大阪府総務部市町村課選挙グループ)